

在宅人工呼吸器使用者自家発電装置等給付事業

～蓄電池の給付について～

在宅人工呼吸器使用者の災害時等の停電における安全・安心を確保するため
蓄電池を給付します。

購入前に申請してください。購入後の申請は給付の対象になりません。

対象

※以下の①～③全てにあてはまる方が対象となります。

- ① 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画を作成している方
- ② 上記計画より、蓄電池を準備する必要があることを確認できた方
- ③ 他の公的制度で蓄電池給付の対象とならない方

給付物品

※①または②のいずれか1つを給付します。

- ①容易に運搬することができ、かつ、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で
定格出力300W以上であるもの

※蓄電池リストから希望する機種を選んでください。

※本体のみの給付になります。別売パーツは給付対象外です。

- ②人工呼吸器専用の外付バッテリー（診療報酬に含まれるバッテリーを除く。）

申請方法・手順

- ① 「申請に当たっての留意事項」をチェックし、対象となるかどうかを確認。
- ② 希望する蓄電池をリストから選択。
- ③ 「申請書」「申請に当たっての留意事項」を裏面【申請・問合せ先】まで提出。
(返信用封筒をご利用ください)
- ④ みなと保健所で申請書を受理後、審査を行います。災害時個別支援計画作成に係る関係機関へ確認を行うこともありますのでご了承ください。

裏面へ

申請後

- 給付が決定しましたら「自家発電装置等給付決定通知書」「自家発電装置等給付券」を送付します。
- 納入後「自家発電装置等給付券」の受領欄の受領年月日、受領者氏名、対象者との関係を記入し【申請・問合せ先】に提出してください。

その他

- 蓄電池が到着したら、説明書をよくお読みいただき、災害時の使用できるよう備えてください。
- 耐用年数は6年です。耐用年数を超え、かつ当該蓄電池が壊れた場合に限り、再度給付を申請することができます。

【申請・問合せ先】

〒108-8315 港区三田1-4-10
みなと保健所 保健予防課
地域医療連携担当
電話：03-6400-0080

